

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 農業・園芸総合研究所

建物棟名称: 研修宿泊棟

所在地: 名取市高館川上字東金剛寺1

①用途: 寄宿舎 ②延べ面積: 2,568 m² ③階数: 地上4階

④竣工年度: 昭和48年度

項目	指摘事項(不具合内容、関係法令)及び対策等	判定
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目) 外壁のモルタルにひび割れが見られ、落下の危険性がある箇所があります。	判定 D
	(対策等) ・危険個所は、立入禁止措置を行うと共に修繕が望まれます。 ・その他箇所は、経過観察の上、必要に応じて、修繕の検討を願います。	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目) 屋上の枯葉が溜まっています。	判定 B
	(対策等) 定期的な清掃が必要です。	
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
5 - 避難施設等	(指摘項目) 非常用照明装置に点灯しない箇所があります。	判定 D
	(対策等) 火災等の停電時において外部へ避難誘導するための重要な設備です。点灯試験を行い、未点灯の非常用照明についてはバッテリー交換又は器具交換が必要です。	
6 - その他	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
特記事項	1階の食堂のみ利用している。	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

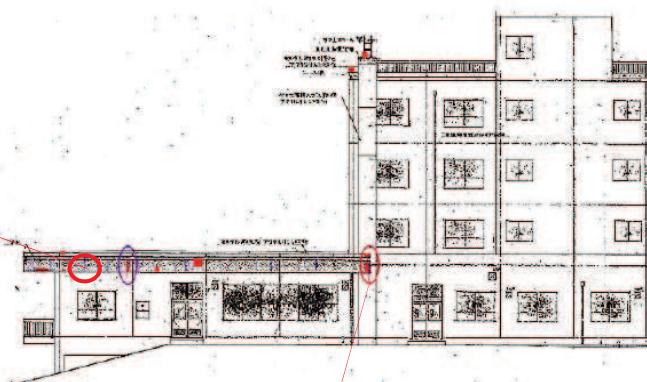
D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和2年6月9日

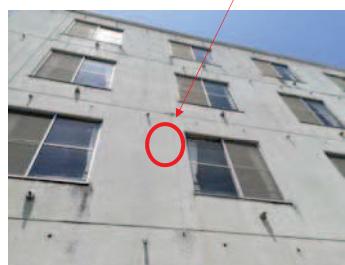
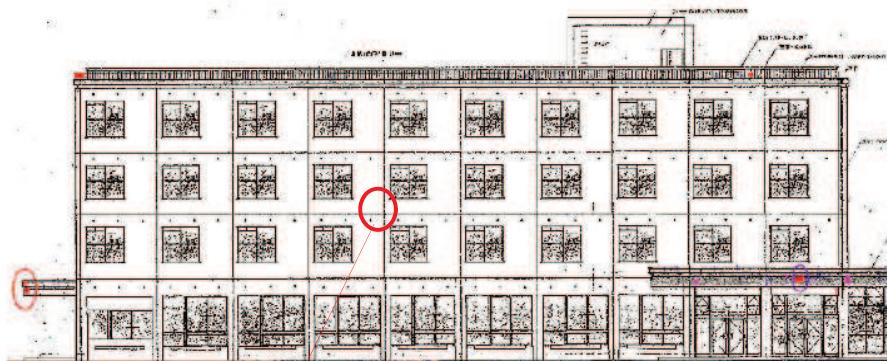
令和2年度 県有建築物保全点検

3



北立面図

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	外壁のモルタルにひび割れが見られ、落下の危険性がある箇所があります。 写真以外箇所については、平成26年度の外壁劣化調査報告書を確認願います。 ・危険箇所(要是正箇所)は、立入禁止措置を行うと共に修繕が望まれます。 ・その他箇所は、経過観察の上、必要に応じて、修繕の検討を願います。
農業・園芸総合研究所	研修宿泊棟	D		



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	外壁のモルタルにひび割れが見られ、落下の危険性がある箇所があります。 写真以外箇所については、平成26年度の外壁劣化調査報告書を確認願います。 ・危険箇所(要是正箇所)は、立入禁止措置を行うと共に修繕が望まれます。 ・その他箇所は、経過観察の上、必要に応じて、修繕の検討を願います。
農業・園芸総合研究所	研修宿泊棟	D		

令和2年度 県有建築物保全点検

5



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	備考
	農業・園芸総合研究所	研修宿泊棟	D	非常用照明装置に点灯しない箇所があります。 火災等の停電時において外部へ避難誘導するための重要な設備です。点灯試験を行い、未点灯の非常用照明についてはバッテリー交換又は器具交換が必要です。

県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[建築物]

施設名称：農業・園芸総合研究所

建物棟名称：研修宿泊棟

所在地：名取市高館川上字東金剛寺1

①用途：寄宿舎 ②延べ面積：2,568m² ③階数：地上4階

④竣工年度：昭和48年度

当該建築物の調査者		氏 名
	代表となる調査者	
	その他の調査者	

番号	調査項目	調査結果（該当箇所○印）				備考
		指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(11)		タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況			○	
(12)	外壁 外装仕上げ材等	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○		
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目	調査結果（該当箇所○印）				備考
		指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
		A	B	C	D	
3 屋上及び屋根						
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○			
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	○			
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況		○		
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4 建築物の内部						
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○		
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○		
(12)	床	躯体等	1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	○	
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(17)			木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○		
(21)			1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	○	

番号	調査項目			調査結果（該当箇所○印）				備考
				指摘無	要注意	要計画修繕	要是正	
	A	B	C	D				
(24)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○				
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(31)	防火設備 (防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況						
(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○					
(44)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況						
(46)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況						
5 避難施設等								
(8)	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	○					
(15)	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	○					
(25)	防煙壁	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況						
(28)	排煙設備	排煙設備の作動の状況	○					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置					○	
6 その他								
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況						
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	○				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	○				
(8)	令第138条第1項第一号に掲げる煙突		煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

具有建築物保全点検結果報告書(電気)

調査年月日	令和2年6月9日			改修履歴 大規模改修工事等の 実施年度、改修概要、 施工業者	H24 農業高寄宿舎災害復旧工事		
施設名称	農業・園芸総合研究所				株式会社みずほ電設工業		
棟名称	研修宿泊棟						
調査者 (所属・職・氏名)							
立会者				受変電保守業者 設備容量・契約	ニュービルディングシステム		
建設年月	昭和48年5月			電 氣 設 備 方 式	受変電方式		
施工業者					非常用自家発		
					常用自家発		
					その他設備		

調査対象設備	設置年or 更新年	経過年数	不具合事象 (機能低下、異音異臭、腐食、損傷、発熱、 油・空気漏れ、液漏れ、固定不良、基準値外 れ、沈下亀裂)			判定	備 考
受変電設備							
高压引込設備						A	
						C	
受変電設備						A	
						C	
						A	
						C	
						A	
電灯・動力設備							
電灯分電盤・電灯動力分電盤	9面	平成24年	8年	なし		A	平成24年に内部機器交換済み
動力盤・制御盤	2面	昭和48年	47年	機能低下		C	
開閉器盤	1面	平成24年	8年	なし		A	
						C	
						A	
						C	
						A	
その他							
						C	
						A	
						C	

総括	・更新等を計画する必要があります。動力盤が耐用年数(25年)を大幅に超過しております。事故時の人的被害の防止や停電範囲縮小のため盤更新又はブレーカーの更新が望まれます。
----	--

その他の特記事項
平成29年度までは農業高寄宿舎として使用。現在食堂のみ使用。

[判定]□

- A 指摘なし:支障なし
- B 要注意:経過観察が必要
- C 要計画改修:長寿命化の観点から計画的な対策が必要
- D 要是正:・危険防止の観点から早急な対策が必要
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要



平成24年に内部機器が交換された分電盤内

判定	A	棟内には昭和48年製の分電盤が設置されていますが、内部機器は平成24年に交換済みです。
判定		